

## 関東教区「日本基督教団罪責告白」を学ぶ会 第4回

2024年7月26日  
東京聖書学校吉川教会  
原田彰久

### エレミヤ3章25節

我々は恥の中に横たわり 辱めに覆われています。我々は主なる神に罪を犯しました。  
我々も、先祖も 若いときから今日に至るまで 主なる神の御声に聞き従いませんでした。

4)「教会はキリストの体であり、一人一人はその部分です」。わたしたちは、同じ教団に属する旧6部、9部の教会が、国家から弾圧を受けたとき、これを見放して、教師籍を剥奪し、教会の解散処分を黙認しました。また戦後24年間、かつて教団の一部であった沖縄の教会を、米軍統治のまま放置し続けました。1969年、教団は沖縄キリスト教団と合同しましたが、沖縄戦の傷跡と米軍基地のもとで呻く沖縄の人々の苦しみを真摯に受け止めることができませんでした。同じ「主の体」に属する一つの部分の痛みに対して無感覚なわたしたちの罪を懺悔します。

Q15 戦時下の国家による迫害・弾圧によって殉教者を出した教会（旧6部・9部）もこの罪責告白をするのですか？

A:わたしたちが属している日本基督教団が過去の歴史において犯した罪は、現在その教団に加わっている教会すべてが、ともに負い、明らかに認識し、告白し、悔い改めて赦しを求め、主の御前に赦しをいただくべきものです。迫害・弾圧によって殉教者を出した教会が、それによってその集団全体が罪なしとされると考えることはできないと思います。韓国の教会にみられるように、神社参拝や国民儀礼を拒否して殉教者を出した苛酷な経験を経つつも、その時代を生きただ中で犯した教会の罪を認識し、厳しく自らを問い、戦後、深い罪の告白と主の前での新しい出発がなされているのです。ここにキリスト者の罪の告白の姿勢を学ぶことができます。旧6部・9部（ホーリネス系）の教会は、教師が逮捕されて拷問の末に虐殺され、教会は解散させられました。まさに殉教の死を遂げたのです。この事実は、確かに覚えて、その信仰の戦いを学ばなければなりません。しかし、その教会にしても、天皇を神とし、偶像礼拝を行うことを拒否して殉教したわけではなく、再臨の教理を口実に検挙された経緯があります。ホーリネス系の教会が、毎年この弾圧の経験を記念して礼拝をしていますが、その中でも、罪の悔い改めの祈りがされています。

「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話」(E. H. カー『歴史とは何か』、岩波書店、2006年、40ページ)

### ①ホーリネス弾圧事件

#### 弾圧の前史・要因としての近代天皇制の形成

1) ー1 **国学の展開と「復古神道」**……国学は本居宣長(1730-1801)によって、「復古神道」は平田篤胤(1776-1843)によって大成したと言われる。国学とは、日本の古典(日本書紀、古事記、万葉集等)研究を通して日本の独自性を明らかにしようとするものである。その影響で、いわば日本の伝統である神仏習合的神道から仏教色を排除した神道(皇室行事からの仏教色排除と廃仏毀釈)となり、後のいわゆる「国家神道」の思想的骨格となる。国学起源の神道(**本質的神道** : Essentialist

Shinto) は、古来の**アニミズム(自然崇拜)的神道** (Existential Shinto) と区別することが提唱されている (Kasulis, T P “Shinto”, University of Hawai’ i Press, 2004, p150)。

1) 一2 **神道国教化政策の挫折**……神道を西欧におけるキリスト教のような国教と位置づけようとした。しかし神道は宗教ではない(**神道非宗教論**)等の仏教側の反対(主導者は山口県の浄土真宗の僧侶、島地黙雷・しまじもくらい)で挫折。一方で、神道非宗教論を逆用して、国家儀礼に結びつける。

**神道非宗教化論**……宗教をキリスト教(西洋)の観点から理解しようとするもので「聖書、キリスト、教理」の三点でとらえようとする。これに照らして、神道は「**経典なし、開祖なし、教理なし**」だから「宗教ではない」と唱えた。特に神道は「**言挙げ(ことあげ)しない**」と言われ、非言語化を一つの特徴としていると主張する。しかし国学に由来する「**本質的神道**」は「日本書紀・古事記・万葉集(書物)、天皇、神道の非仏教化(教理)」が明確であり、「宗教」である。例えば、靖国神社における分祀問題は「**ろうそくの火が分けられないように、合祀された御霊(神となった死者)の分祀は不可**」という明らかな「神学(教理の言葉化)」を有している。

**三教合同(1912年)**……政府が天理教などの教派神道、仏教、キリスト教に呼びかけた会合。神社神道は含まない。

**キリスト教の公認化**：1873年の「キリシタン禁令高札撤廃」は、キリスト教の公認ではない。禁教が徹底したので、高札をなくしてもよいとの理解。「**三教合同**」はキリスト教の国家公認にいたるものとして位置づけられる。

政府は、**神道非宗教論による二階建て構造の宗教政策を指向**した。けれども法的な根拠がなかった。しかし1939年の「**宗教団体会法**」の成立で法的な枠組みが明文化された。

**神道：非宗教・国家儀礼**  
(大日本帝国憲法の信教の自由と無関係)

**教派神道・仏教・キリスト教**  
(神道の下にある限りの自由)

2) **近代国家の形成としての天皇制**……大日本帝国憲法による、立憲主義に基づく近代国家としての天皇制の構築。一方で、欧化政策への反動としての**国家主義が台頭**

1889年 大日本帝国憲法発布、1890年 教育勅語、

1891年 「内村鑑三不敬事件」……国家主義の象徴的な出来事。

東京の第一高校教師であった内村鑑三が、1月9日の教育勅語奉読式で教育勅語に対して最敬礼(深々と頭を下げる)をしなかったと、非難され、ついには辞職した。

1930年 **ホーリネス教会の神社参拝拒否決議**……国家による神社非宗教論を批判し、神社は宗教であると明確に主張して、年会で参拝拒否を決議した。結果として、教員免職、学生の退学強要、信仰の自由を巡る争いが発生、裁判に訴えた。

1935年 「**国体明徴運動**」……「**天皇機関説事件**」(天皇は憲法に基づく国家の一機関とする美濃部達吉東大教授の主張。天皇自身はこれを容認していたとされるが、軍部がこれを批判)に伴い、「国体」、つまり日本の国家体制を明徴(明らかに)することを求める軍部を中心とした運動。この時期から、いわゆる「**大正デモクラシー**」による自由の気風が失われ、**天皇の現人神化が急速に顕在化した**。

1936年 **ホーリネス教会和協分離**……中田監督派は「**きよめ教会**」となり、車田秋次など聖書学院の五人の教授を中心とした委員派は「**日本聖教会**」となった。

1939年 「**宗教団体会法**」成立……長年の懸案であった宗教団体の国家統制の枠組みが出来上がった。

1940年 「**治安維持法**」改訂……思想統制の手段に改変

「**治安維持法**」は、1925年制定された全7条の簡便なものであった。共産党および共産主義者を対象にしていた、それを全65条に拡大した。

1941年6月24-25日 「**日本基督教団**」創立……合同に対する各教会の教会会議(例えば、年会)による決定、つまり信仰的決断を確認するとき、日本基督教団の成立が国家の強制であるとの一面的理解に疑問を持つ。構成として、旧教派毎に「部」を設け、日本聖教会は第六部、きよめ教会は第九部として合同

### 3) ホーリネス弾圧事件の概要

1942年1月16日 **小山宗祐事件**……弾圧事件の前触れともいえるべきもの。函館本町教会の伝道者、小山宗祐が函館憲兵分隊によって検挙された。理由は護国神社(陸海軍所管の神社)の参拝を拒否

したからと言われる（軍警察である憲兵隊による検挙はそのため）。そして3月26日に函館拘置所未決監房で死亡（公的には自決、その本質は不明）。

1942年6月26日 **ホーリネス弾圧事件**……第六部（日本聖教会）、第九部（きよめ教会）、そして合同しなかった東洋宣教会きよめ教会の伝道者が特別高等警察により一斉に拘束された。第一次検挙は、第六部が41名、第九部が44名、東洋宣教会きよめ教会が11名の96名。9月には植民地や占領地などでの検挙、1943年2月以降に第二次検挙など、全体で128名が検挙。

1943年4月7日 **「教会設立認可の取り消し、結社の禁止」**（宗教団体法と治安警察法に基づく）。

**日本基督教団の対応**……文部省が日本基督教団に対して、教師の自発的辞任を促すようにと言渡された。つまり、事実上の教師籍剥奪であった。その他、謹慎処分を受けた教師もいた。

弾圧の理由……**治安維持法第七条違反**

**「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事柄ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年ノ懲役ニ処シ……」**

検挙後の取り調べや裁判においては、すでに一定の枠（「共通定義」と言われる）が定められた。つまりキリストの再臨によって、天皇の統治、**国体ヲ否定**すると断じた。また神社参拝の拒否は日本国民として許されない（**神宮ノ……尊嚴を冒瀆**）。

**再臨と国体**……「我等ハ主イエス・キリストガ栄光ノ貌（かたち）ヲ以テ再来シ給フ時聖徒ハ空中ニ携ヘ挙ラレ後千年王国ノ此地上ニ樹立セラルルを信ズ」（東洋宣教会ホーリネス教会会則第二条第四項）。この条項で、千年王国が地上に樹立されるとの理解が、天皇の永久統治を（「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、大日本帝国憲法第1条）を否定しているとされた。

**再臨についての態度**……「キリスト再臨の信仰は、異端の信仰にして須らくクリスチャンの捨つべき妄説」（1917年から始まった内村鑑三らの再臨運動を批判した海老名弾正の言説）。ホーリネス派でも中田重治の再臨理解を巡って別れた事実とそれともなう再臨理解の変化を知る。

**ホーリネス教会（中田重治）の天皇観**……中田重治は、天皇に関して「帝王神権説（王権神授説）」に立っていると主張。王権神授説は、神が王としての権威を与えたという理解。ホーリネス派は、天皇を「王」として敬い、自分たちこそ、真の天皇の臣民であると考えていた。そのため当初、弾圧の理由が分からなかった。これは天皇を神とした訳ではない。大日本帝国憲法の枠内で天皇を捉えようとした。

Q&Aの中から「しかし、そ（原田注・旧第六部、第九部）の教会にしても、天皇を神とし、偶像礼拝を行うことを拒否して殉教したわけではなく、再臨の教理を口実に検挙された経緯があります」（下線部は原田による）

下線の理解に問題があるのではないか。天皇の現人神化は戦前の常識ではない。

結論にかえて

**天皇制理解の変遷を確認する必要がある**……立憲君主制としての大日本帝国憲法一リベラルな思想の模索（民本主義：デモクラシー）一軍部主導の国体明徴運動一戦時下における大日本帝国憲法の崩壊……終戦と敗戦、聖断の内実：天皇の政治的決断を回避するための憲法的枠組みである「内閣の輔弼（ほひつ）」が機能しなかった（誰も決断できない無責任体制）。天皇に決断させた。

**ホーリネス弾圧事件の要因としてのキリスト教教理（再臨）を確認する必要がある**……旧第六部側の裁判において「再臨理解が崩壊していた」との弁明もなされたのはなぜか。戦後との連続・不連続をどのように理解するのか。

**日本基督教団の対応に関する一面的な評価**……国家追従の視点だけで良いのか。教憲前文の「くすしき摂理のもとに御霊のたもう一致によって、おのおのその歴史的特質を尊重しつつ」を批判するだけで良いのだろうか。

**後世の視点で当時を評価することの課題を自覚する必要がある**……第5回に続く

治安維持法違反: 国体否定の根拠

